

旅館業(旅館・ホテル営業)

許可査定時の確認事項		根拠	適否	
構造設備・衛生措置の基準				
【客室】に関すること				
1	一客室の床面積は、7平方メートル(寝台を置く客室にあっては、9平方メートル)以上であること。	政令第1条・1・(1)		
2	ごみ箱を備えること。	条例第5条・(1)・オ		
3	客室の番号又は名称及び定員を表示すること。	条例第5条・(1)・キ		
4	換気のための窓その他の開口部を有し、衛生的な空気環境を十分に確保できる構造とすること。ただし、これに代わる適当な換気のための設備が設けられている場合は、この限りでない。	条例第2条・1・(1)・ア		
5	採光のための窓その他の開口部を有し、自然光線が十分に採光できる構造とすること。	条例第2条・1・(1)・イ		
6	収容定員に応じた十分な広さを有すること。	条例第2条・1・(1)・ウ		
【浴室】に関すること				
1	当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障をきたさないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の入浴設備を有すること。	政令第1条・1・(4)		
2	浴室は、屋外から見通しのできない構造とすること。	条例第2条・1・(2)		
3	【ろ過器を設置する場合】ろ材は、逆洗浄が十分に行えるものであること。	条例第2条・1・(3)・ア・(イ)		
4	【打たせ湯又はシャワーを設置する場合】循環水を用いない構造とすること。	条例第2条・1・(3)・イ		
5	【屋外に浴槽を設置する場合】屋外の浴槽水と屋内の浴槽水が配管等を通じて混ざらない構造とすること。	条例第2条・1・(3)・カ		
6	【脱衣場を設ける場合】衣類の保管できる棚、脱衣箱、脱衣籠等を設けること。	条例第5条・(2)・チ		
7	入浴者の見やすい場所に、公衆衛生に害を及ぼすおそれのある行為をしないよう注意を喚起する表示をすること。	条例第5条・(2)・ツ		
令和2年7月1日以降に新築改装等する施設	①	【ろ過器を設置する場合】浴槽ごとに設置するよう努め、1時間当たりの浴槽水の処理能力は、浴槽の容量以上であること。	条例第2条・1・(3)・ア・(ア)	
	②	【ろ過器を設置する場合】浴槽水がろ過器に入る前の位置に集毛器を設置すること。	条例第2条・1・(3)・ア・(ウ)	
	③	原水の注入口は、循環配管に接続せず、浴槽水面の上部から浴槽に落とし込む構造とすること。	条例第2条・1・(3)・ウ	
	④	循環水は、浴槽の底部に近い部分から補給される構造とすること。	条例第2条・1・(3)・エ	
	⑤	【気泡発生装置等を設置する場合】点検、清掃及び排水が容易に行うことができ、空気の入入口から土ぼこりが入らない構造とすること。	条例第2条・1・(3)・オ	
	⑥	【回収槽を設置する場合】回収槽の湯水を浴用に供する構造になっていないこと。ただし、以下の(1)～(3)を満たす場合を除く。 (1)還水管を直接循環配管に接続しない構造である。 (2)回収槽は地下埋設をせず、内部の清掃が容易に行える位置又は構造である。 (3)回収槽内の湯水の塩素消毒を行う。	条例第2条・1・(3)・キ	
	⑦	【水位計を設置する場合】配管内を洗浄および消毒が行える構造又は配管等を要しないものであること。	条例第2条・1・(3)・ク	
	⑧	配管内の浴槽水が完全に排水できる構造とすること。	条例第2条・1・(3)・ケ	
	⑨	【調節箱を設置する場合】清掃が容易に行え、かつ、レジオネラ属菌がその他病原菌が繁殖しないよう塩素消毒等が行える構造であること。	条例第2条・1・(3)・コ	
	⑩	貯湯槽は完全に排水できる構造とすること。	条例第2条・1・(3)・サ	
令和2年7月1日以前の施設	①	【ろ過器を設置する場合】1時間当たりの浴槽水の処理能力は、浴槽の容量以上であること。		
	②	【ろ過器を設置する場合】浴槽水を当該ろ過器に送るための配管の途中に集毛器を設置すること。		
	⑤	【気泡発生装置等を設置する場合】空気の入入口から土ぼこりが入らない構造とすること。		
	③・④ ⑥～⑩	対象外		

その他、施設設備に関すること			
1	宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他当該者の確認を適切に行うための設備として厚生労働省令で定める基準に適合するものを有すること。	政令第1条・1・(2)	
	【その他当該者の確認を適切に行うための設備】次の各号のいずれにも該当することとする。	省令第4条の3	
1	事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応を可能とする設備を備えていること。	省令第4条の3・(1)	
2	宿泊者名簿の正確な記載、宿泊者との間の客室の鍵の適切な受渡し及び宿泊者以外の出入りの状況の確認を可能とする設備を備えていること。	省令第4条の3・(2)	
2	宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。	政令第1条・1・(5)	
3	適当な数の便所を有すること。	政令第1条・1・(6)	
4	便所の位置は、公衆衛生上支障がないと認められる場合を除き、井戸及び調理場(配膳室を含む。)から適当な距離を有すること。	条例第2条・1・(4)	
5	水洗式便所には、別に汚物容器を備えること。	条例第5条・(3)・ウ	
6	便所の手洗設備は、流水式とし、十分に水を供給すること。	条例第5条・(3)・エ	
7	従業者の数に応じて適当な数の私室を設けること。	条例第5条・(9)	
8	適当な救急薬剤及び材料を常時備えておくこと。	条例第5条・(11)	
【照度】に関すること			
1	照明設備は、照度を測定するなど保守点検を定期的に行い、故障、破損等がある場合は、速やかに補修して、宿泊者の安全衛生又は業務上の必要な照度を満たすこと。	条例第5条・(5)	
施設の設置場所が、「学校(大学を除く)、児童福祉施設、条例で定める社会教育施設等の清純な施設環境を保持しなければならない施設」からおおむね100mの区域内にある場合			
1	市長は、営業の許可を与える場合には、あらかじめ施設管轄長の意見を求めなければならない。	法第3条・3・4 条例第3条、第4条	
2	清純な施設環境を保持しなければならない施設から客室又は客にダンス若しくは射幸心をそそる恐れがある遊技をさせるホールその他の設備の内部を見とおすことをさげることができる設備を有すること。	政令第1条・1・(7)	
基準の緩和			
1	季節的に利用されるもの、交通が著しく不便な地域にあるものその他特別の事情があるものであって、次に定めるものについては、構造設備の一部の基準について適用を除外される。	政令第2条	
1	キャンプ場、スキー場、海水浴場等において特定の季節に限り営業する施設	省令第5条・1	
2	交通が著しく不便な地域にある施設であって、利用度の低いもの		
3	体育会、博覧会等のために一時的に営業する施設		
2	【適用除外基準】床面積、玄関帳場に関すること	省令第5条・2	
3	【場合によって適用が除外される基準】入浴設備に関すること	省令第5条・3	
4	【条例第5条】市長は、営業の施設の特性に応じ、公衆衛生上支障を来さないとする範囲内で、条例第5条に定める基準の一部を緩和し、又は適用しないことができる。	条例第8条	
利用基準			
1	営業者は、善良の風俗が害されるような文書、図画その他の物件を営業の施設に掲示し、又は備え付けないこと。また、善良の風俗が害されるような広告物を掲示しないこと。	政令第3条	

※床面積：宿泊者が利用し得る部分の面積であって、押入れ、床の間等は含まないが、客室に付属する浴室、便所、板間等は含まれる。